

## 女性活躍推進法に基づく一般行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間： 2022年1月1日 ～ 2026年12月31日までの5年間

2. 内容

目標1：現在5.5%である女性比率を2026年12月31日時点で8%以上に  
する。

<対 策>

- ・2022年4月～ 社内イントラネットや募集媒体に女性活躍の項目を掲載し、周知を行う。

目標2：2026年12月31日時点で従業員全体の有給休暇取得率を40%以上に  
する。

<対 策>

- ・2022年4月～ 有給休暇の削減に向けた通達等を作成し、社内通知を行う。

以上